

附則の改正に関する事項

改正規則

「鋼船規則の一部を改正する規則（2009 年 規則第 14 号）」

改正事項

附則の改正に関する事項

改正理由

本会は、2009 年 1 月に IACS が採択した IACS CSR for Double Hull Oil Tankers, July 2008 “Rule Change Notice No.1”（以下、油タンカーCSR RCN1 という。）に基づき、2009 年 4 月 15 日付で鋼船規則 CSR-T 編の一部を改正し、2009 年 7 月 1 日以降に建造契約を行う船舶から適用となる一部改正規則を公表した。

上記油タンカーCSR RCN1 の適用にあたり、当該一部改正規則に含まれる船尾部の船底及び船側外板の最小板厚の規定の改正について、国際業界団体から規定の見直し、ないし、さらなる技術背景の説明を求める強い要請があり、これを受けて、IACS は、異例の措置として、当該規定について再審議を行うこと、及びこの審議完了まで油タンカーCSR RCN1 の適用を延期することを 2009 年 6 月 29 日に決定した。

本会も、IACS の決定に従い、2009 年 10 月 30 日付で 2009 年 4 月 15 日付けの一部改正の附則を改正し、油タンカーCSR RCN1 に係る鋼船規則 CSR-T 編の一部改正の施行日を延期した。

その後、IACS における審議の結果、油タンカーCSR RCN1 については、改正規則の早期施行の観点から、見直し要請のあった船尾部の船底及び船側外板の最小板厚に関する規定の改正を除き、2010 年 2 月 1 日から施行することが決定された。

今般、この IACS の決定に従い、油タンカーCSR RCN1 に係る鋼船規則 CSR-T 編の一部改正の附則を改めた。

改正内容

見直し要請のあった船尾部の船底及び船側外板の最小板厚に関する規定（8 節 5.3.1.1）の改正を除く一部改正について、附則の適用日を改めた。